

## とやまの木で家づくり支援事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号）第21条の規定及び富山県林業関係事業費補助金交付要綱に基づき、とやまの木で家づくり支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 富山県産木材（以下「県産材」という。）の住宅への利用を促進し、優良な木造住宅の建設を図るため、県内において木造住宅の新築または増改築をする場合において、県産材を使用する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

### (用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産材 富山県内の森林において合法的に伐採された立木を県内において製材・加工した木材
- (2) 造作材 内装、外装などの建築物の造作に使用することを主な目的とするもの（建築物と一体的に施工される外構部を含む。）
- (3) 構造材 柱、梁、桁など建築物の構造耐力上、主要な部分に使用することを主な目的とするもの。
- (4) 下地材 間柱、貫、胴縁など下地（外部から見えない部分をいう。）に使用することを主な目的とするもの。

### (補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付対象となる住宅は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 富山県内で自ら居住のために新築または増改築をするもので、県産材の使用量が1棟あたり1 m<sup>3</sup>以上であること。
- (2) 県内に事業所を有する業者が施工する住宅であること。
- (3) 第6条に規定する事業計画の認定を受け完成した住宅であること。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額の算定及び限度額は、別表のとおりとする。

### (事業計画の認定申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「事業計画認定申請者」という。）は、事業計画認定申請書（別記様式第1号）を作成し、契約書の写し等を添付の上、住宅の完成の一箇月前までに知事に提出しなければならない。なお、事業計画の認定申請は、1棟あたり1回とする。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、事業計画の認定の採否を事業計画認定申請者に通知（別記様式第2号。以下「事業計画認定通知書」という。）するものとする。ただし、事業計画の認定は、認定を受けた年度及びその翌年度以降の

補助金の交付を約束するものではない。

- 3 知事は、事業計画認定者が住宅を完成する見込みがないなど、不測の事態が生じた場合は、その資格を取り消すことができる。

## 第7条 削除

## 第8条 削除

(県産材の確認について)

第9条 事業計画の認定を受けた者（以下「事業計画認定者」という。）は、住宅の所在する市町村を所管する農林振興センターの職員による県産材の使用状況の確認（以下「現地確認」という。）を受けなければならない。ただし、農林振興センターの判断により現地確認を省略することがある。

- 2 事業計画認定者は、工事完成後に目視で確認できない部材（構造材及び下地材等）の使用状況について写真で記録し、補助金交付申請書に添付して提出するものとする。ただし、現地確認を受けた場合又はとやまの木で家づくり応援工務店が施工する場合には、提出を省略することができる。

(辞退)

第10条 事業計画認定者は、認定を辞退する場合は、速やかに辞退届（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。

なお、特段の理由がなく事業計画認定日から1年後までに補助金交付申請がない場合は辞退したものを見なすものとする。

(補助金交付申請・実績報告)

第11条 事業計画の認定を受けた住宅が完成し、補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅が完成した日から起算して三箇月を経過した日までに、補助事業の成果を記載した補助金交付申請書（別記様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添付して、住宅の所在する市町村を所管する農林振興センターを通して知事に提出しなければならない。

ただし、富山県産材証明書（別記様式第8-2号）と木材使用量実績計算書（別記様式第3号）の内容が一致する場合には、県産材出荷証明書兼使用実績計算書（別記様式第3-1号）を使用することにより、富山県産材証明書（別記様式第8-2号）の提出を省略することができる。

- (1) 事業実績書（別記様式第7号）
- (2) 富山県産材証明書（別記様式第8号～8-2号）
- (3) 木材使用量実績計算書（別記様式第3号）
- (4) 完成写真（全景、内部）
- (5) 債主名登録書兼口座振替届（別記様式第9号）
- (6) 設計図（平面図）
- (7) 不可視部分における県産材の使用状況がわかる写真（第9条第2項の規定による省略可）

(補助金交付決定・額の確定)

- 第 12 条 知事は、申請者から前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じ調査を行い、申請の内容が適正であると認めるときは、補助金の交付を決定するとともに額を確定し、申請者に通知（別記様式第 10 号）するものとする。
- 2 事業計画認定の順に関わらず、補助金交付申請書を受理した順に内容の審査及び交付決定を行うこととし、年度の予算の範囲を超えた時点で受付を停止するものとする。
  - 3 補助金の額の算定や補助要件等は、事業計画認定をされた年度に関わらず、補助金交付申請年度の実施要領に基づくものとする。

(普及啓発への協力)

- 第 13 条 補助金の交付を受けた者は、県の定める県産材活用の普及啓発に関して協力しなければならない。

(補助金の返還等)

- 第 14 条 申請者又は補助金の交付を受けた者が、提出した書類に虚偽の事項を記載又は補助金の交付に関し不正の行為をした場合は、知事は、補助金を交付せず、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。
- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の処分に関して補助金の返還を命じられたときは、富山県補助金交付規則の定めるところにより返還しなければならない。

(雑則)

- 第 15 条 この要領に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。  
この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。  
この要領は、平成 26 年 5 月 20 日から適用する。  
この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。  
この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。  
この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。  
この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

(別表・第5条関係)

補助単価	使用する県産材 1立方メートルあたり 20 千円
上限額	1棟あたり 400 千円
補正係数	<p>申請書記載の部材別の使用量にそれぞれ部材別区分に応じた補正係数を乗じて掛けて得られた値の総和を県産材の使用量とする。この場合において、なお、0.1立方メートルに満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 造作材 (内装、外装、外構等) : 1.00 (2) 構造材 (柱、梁、桁等) : 0.50 (3) 下地材 (間柱、貫、胴縁等) : 0.25</p>

とやまの木で家づくり支援事業計画認定申請書

令和 年 月 日

富山県知事 石井 隆一 殿

申請者 住所  
氏名 ⑩  
電話番号

とやまの木で家づくり支援事業実施要領第6条第1項の規定に基づき、とやまの木で家づくり支援事業計画について、下記のとおり申請します。

記

住宅の建築場所	市 町 村			
建物延べ面積・階数	m <sup>2</sup>		階	
新築・増改築の別	新築	増改築	*○で囲む	
工事着手(予定)年月日	令和	年	月	日
棟上げ(予定)年月日	令和	年	月	日 *増改築の場合不要
現地確認希望時期	令和	年	月（上旬、中旬、下旬）頃*○で囲む	
工事完了(予定)年月日	令和	年	月	日
建築請負業者名等	名称： 住所： TEL： FAX： E-MAIL： 担当者名：			
県産材の概算使用量 ※小数点以下1位止め	造作材 (内装・外壁・外構等)	構造材 (柱・梁・桁等)	下地材 (間柱・貫・胴縁等)	合計
	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
木材の概算総使用量	m <sup>3</sup>			

\*補助申請に係る担当者が建築請負業者と異なる場合は、その業者名および連絡先も記載すること。

\*県内市町村等において実施している住宅に対する補助金との重複助成可。

\*工事請負契約書等の写し及び住宅の建築場所の位置図を添付すること。

森政第 号  
令和 年 月 日

（申請者）

様

富山県知事 石井 隆一

## 事業計画認定通知書

認定番号 (年度)(センター名)ー(番号)

令和 年 月 日付けで申請いただいたとやまの木で家づくり支援事業計画認定申請について、計画を認定したので通知します。

住宅が完成し県産材の使用量が確定した後、実施要領第11条の規定に基づき、補助金交付申請書（別記様式第6号）に下記の書類を添付し建築予定市町村を所管する農林振興センターに提出してください。特段の理由がなく本認定日より1年以内に補助金交付申請書の提出がない場合は辞退したものと見なします。

なお、本認定をもって補助金の交付を約束するものではありません。補助金交付申請書を受理した順に内容の審査及び交付決定を行い、年度の予算の範囲を超えた時点で受付を停止しますので、あらかじめご了承ください。

### 記

- (1) 事業実績書（別記様式第7号）
- (2) 富山県産材証明書（別記様式第8-1号～8-2号）
- (3) 木材使用量実績計算書（別記様式第3～3-1号）
- (4) 完成写真（全景、内部）
- (5) 債主名登録書兼口座振替届（別記様式第9号）
- (6) 設計図（平面図）
- (7) 不可視部分における県産材の使用状況がわかる写真

## 県産材使用実績計算書

区分	部材名称	樹種	長さ	断面寸法（m）		数量	材積 （m <sup>3</sup> ）
			（m）	縦	×	横	
造作材（天井、床、腰板、外壁、外構等）							
	造作材 計						

（注）名称（床、腰板等）及び地域材の樹種（スギ、アテ等）ごとに整理して記入すること。  
 名称、樹種、長さ、断面寸法、数量、材積について記載されているものであればこの様式でなくても可。  
 この計算書には県産材のみを記入すること。  
 ※ 「材積」については、小数点以下第4位を切り捨て、第3位止めとすること。

## 県産材使用実績計算書

区分	部材名称	樹種	長さ	断面寸法（m）		数量	材積 （m <sup>3</sup> ）
			（m）	縦	× 横	（本）	
構造材（柱、梁、桁、土台等）							
	構造材 計						

（注）名称（床、腰板等）及び地域材の樹種（スギ、アテ等）ごとに整理して記入すること。  
 名称、樹種、長さ、断面寸法、数量、材積について記載されているものであればこの様式でなくても可。  
 この計算書には県産材のみを記入すること。  
 ※ 「材積」については、小数点以下第4位を切り捨て、第3位止めとすること。



## 県産材使用実績計算書

区分	部材名称	樹種	長さ	断面寸法 (m)		数量	材積 (m <sup>3</sup> )
			(m)	縦 × 横	(本)		
下 地 材 （ 間 柱 、 貫 、 垂 木 、 野 地 板 等 ）							
	下地材 計						
総 計							

(注) 名称（床、腰板等）及び地域材の樹種（スギ、アテ等）ごとに整理して記入すること。  
 名称、樹種、長さ、断面寸法、数量、材積について記載されているものであればこの様式でなくても可。  
 この計算書には県産材のみを記入すること。  
 ※ 「材積」については、小数点以下第4位を切り捨て、第3位止めとすること。

県産材出荷証明書兼使用実績計算書

区分	部材名称	樹種	長さ	断面寸法 (m)		数量	材積 (m <sup>3</sup> )
			(m)	縦	横	(本)	
造作材 (天井、床、腰板、外壁、外構等)							
	造作材 計						
上記の製品は、県産材であることを証明する。 製材等加工業者 住所： 氏名： <span style="float: right;">印</span> (法人にあっては住所、名称及び代表者)							

(注) 名称(床、腰板等)及び地域材の樹種(スギ、アテ等)ごとに整理して記入すること。  
 名称、樹種、長さ、断面寸法、数量、材積について記載されているものであればこの様式でなくても可。  
 この計算書には県産材のみを記入すること。  
 ※ 「材積」については、小数点以下第4位を切り捨て、第3位止めとすること。

## 県産材出荷証明書兼使用実績計算書

区分	部材名称	樹種	長さ	断面寸法 (m)		数量	材積 (m <sup>3</sup> )
			(m)	縦 × 横		(本)	
構造材 (柱、梁、桁、土台等)							

構造材 計

上記の製品は、県産材であることを証明する。

製材等加工業者

住所 :

氏名 :



(法人にあっては住所、名称及び代表者)

(注) 名称 (床、腰板等) 及び地域材の樹種 (スギ、アテ等) ごとに整理して記入すること。  
 名称、樹種、長さ、断面寸法、数量、材積について記載されているものであればこの様式でなくても可。  
 この計算書には県産材のみを記入すること。  
 ※ 「材積」については、小数点以下第4位を切り捨て、第3位止めとすること。

## 県産材出荷証明書兼使用実績計算書

区分	部材名称	樹種	長さ	断面寸法 (m)		数量	材積 (m <sup>3</sup> )									
			(m)	縦	横	(本)										
下 地 材 ( 間 柱 、 貫 、 垂 木 、 野 地 板 等)																
	下地材 計															
	総 計 (造作材、構造材、下地材の計)															
	<p>上記の製品は、県産材であることを証明する。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 40%; border: none;">製材等加工業者</td> <td style="width: 40%; border: none;">住所 :</td> <td style="width: 20%; border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">氏名 :</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none; text-align: center;">(法人にあつては住所、名称及び代表者)</td> <td style="border: none; text-align: right;">⑩</td> </tr> </table>								製材等加工業者	住所 :			氏名 :			(法人にあつては住所、名称及び代表者)
製材等加工業者	住所 :															
	氏名 :															
	(法人にあつては住所、名称及び代表者)	⑩														

(注) 名称(床、腰板等)及び地域材の樹種(スギ、アテ等)ごとに整理して記入すること。  
 名称、樹種、長さ、断面寸法、数量、材積について記載されているものであればこの様式でなくても可。  
 この計算書には県産材のみを記入すること。  
 ※ 「材積」については、小数点以下第4位を切り捨て、第3位止めとすること。

令和 年 月 日

富山県知事 石井 隆一 様

申請者 住 所  
氏 名  
(認定番号 \_\_\_\_-\_\_\_\_ )

印

とやまの木で家づくり支援事業 辞退届

令和 年 月 日付けで標記事業の事業計画の認定を受けましたが、下記の理由により辞退したいので、とやまの木で家づくり支援事業実施要領第10条の規定に基づき、届け出ます。

記

1 辞退の理由

令和 年 月 日

富山県知事 石井 隆一 様

申請者 住 所  
氏 名  
(申請者が連名の場合は代表者名)  
(認定番号 \_\_\_\_-\_\_\_\_ )

㊞

令和 年度とやまの木で家づくり支援事業補助金交付申請書

令和 年度において、とやまの木で家づくり支援事業を実施したいので、補助金  
円を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

### 記

#### 関係書類

- (1) 事業実績書(様式第7号)
- (2) 富山県産材証明書(様式第8号 ~ 8-2号)
- (3) 木材使用量実績計算書(様式第3号)
- (4) 完成写真(全景、内部)
- (5) 債主名登録書兼口座振替届(様式第9号)
- (6) 設計図(平面図)
- (7) 不可視部分における県産材の使用状況がわかる写真<sup>※</sup>

※要領第9条第2項の規定による省略可

とやまの木で家づくり支援事業実績書

1. 住宅の建築場所 市町村
2. 建物延べ面積、階数 m<sup>2</sup> 階
3. 木材の生産地 別記様式8-1号のとおり
4. 工事着手年月日 令和 年 月 日
5. 棟上げ年月日 令和 年 月 日
6. 工事完了年月日 令和 年 月 日

7. 補助金の額の算定

県産材使用量		①×②=③ (m <sup>3</sup> )	補助金額 (円)
内訳① (m <sup>3</sup> )	補正係数②		
造作材	1.0	×1.0=	—
構造材	0.5	×0.5=	—
下地材	0.25	×0.25=	—
計		③の総和= m <sup>3</sup> (0.1 m <sup>3</sup> に満たない端数があるときは切捨後の県産材使用量) m <sup>3</sup> ④	④×20千円/m <sup>3</sup>

\*①は、県産材使用実績計算書から転記する。

\*④は、小数点以下第2位を切り捨て、小数点以下第1位止めとする。

## 富山県産材証明書

工事名	邸 建築工事
県産材製品納入量	m <sup>3</sup>
原木納入量	m <sup>3</sup>

本工事において、下記業者により素材生産及び製材等加工された県産材製品を使用したことを証明します（詳細別紙）。

令和 年 月 日

建築施工業者

住所

氏名

電話番号

印

記

製材等加工業者

住所

氏名

素材生産業者

住所

氏名



## 県産材伐採証明書

(伐採証明者)

住 所

氏 名

T E L

印

以下の原木は、富山県内で伐採したことを証明します。

### 記

#### 1. 原木の納入先住所・名称

#### 2. 納入原木の内訳及び伐採個所

樹 種	規 格 (丸太の末口径・長さを記載)	数量 (本)	材積 ( $m^3$ )	伐採地
計				

\*市町村が発行する伐採及び伐採後の造林計画の適合通知書又は森林経営計画の認定書の写し等の富山県内で伐採されたことがわかる資料を添付すること。

\*本様式と同等の内容が記載されている場合、他の様式でも可。

\*記載欄が足りない場合は、別紙に記載すること。

県産材出荷証明書

名称	樹種	長さ	断面寸法 (m)		数量	材積 (m <sup>3</sup> )
		(m)	縦	× 横	(本)	
計						

上記の製品は、県産材であることを証明する。  
 製材等加工業者 住所：  
 氏名：印

(法人にあつては住所、名称及び代表者)

(注) 名称(柱、土台等)及び地域材の樹種(スギ、アテ等)ごとに整理して記入すること。  
 ※ 「材積」については、小数点以下第4位を切り捨て、第3位止めとすること。

## 債主名登録書兼口座振替届

ふりがな			
氏名			
ご自宅	郵便番号		
	住 所		
	電話番号		
振込先	銀行名		コード
	支店名		コード
	預金種類	1 普通預金    2 当座預金    3 その他    (該当する番号に○印)	
	口座番号		
	ふりがな		
	口座名義		
※	債主コード		

※記入不要です。

※住所、氏名等については、補助金交付申請書や事業実績書に記載されている内容を確認の上、正確に記載して下さい。

※交付申請者と振込先口座の名義人が異なる場合には、別途委任状の提出が必要となります。

別記様式第 10 号(第 12 条関係)

富山県指令 森政第 号

申請者住所  
氏名

年度とやまの木で家づくり支援事業補助金の交付及び額の確定について

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 年度とやまの木で家づくり支援事業補助金については、富山県補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により金 円を交付し、併せて同規則第 13 条の規定により交付額を金 円に確定する。

令和 年 月 日

富山県知事 石井 隆一